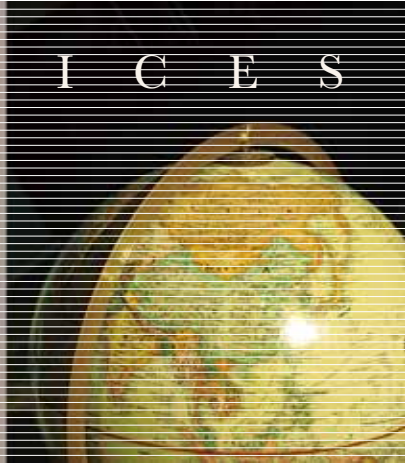




A S A H I L A W O F F I C E S



あさひ
法律事務所





ASAHI LAW OFFICES

ご挨拶



あさひ法律事務所（英文名：Asahi Law Offices）は、企業や個人に関わる紛争・訴訟への対応を業務の柱に据え、多様化・複雑化してきている紛争の解決、及び紛争解決のノウハウとリスク分析を踏まえた予防的法務を含む、様々な法的サービスを提供することを目的とする総合法律事務所です。

取扱分野は、紛争・訴訟への対応、企業統治・危機管理・金融・証券・不動産・建築・知的財産権・独占禁止法・労働・税務等の企業活動に関わる相談、企業の倒産・事業再生のほか、企業や個人の刑事事件、親族間・相続に関するトラブル、医療事故、消費者問題、個人情報保護／プライバシー、スポーツ法務、外国人問題、セクシャルハラスメント・DVに関する相談、子供の権利に関する紛争等多岐にわたっています。



私どもは、1978年に現在の事務所の前身である「東京八重洲法律事務所」を開設して法律業務を開始し、1993年の「あさひ法律事務所」の創設を経て、現在に至ります。40年以上にわたり培ってきた重層的な人的ネットワークを効率的に活用し、総合法律事務所として、企業の取引活動から市民生活関係まで、あらゆるニーズに的確に対応し、国内・国際の分野を問わず、きめ細やかな法的サービスを提供しております。

私どもは、所属する個々の弁護士・司法書士が日々たゆまず自己研鑽に努め、その実力を涵養し、プロフェッショナルとしての技量に磨きをかけるとともに、事務所としてそれらの力を融合・結集させることにより、様々な場面における適切かつタイムリーな法的サービスを提供していく所存です。そうして、私どもの理想とする市民の皆様のご幸福の追求、企業の健全な成長・発展、そして、公正な社会の実現に寄与したいと考えております。

あさひ法律事務所
マネージングパートナー
弁護士 三 森 仁

「あさひ法律事務所」の歴史は、東京八重洲法律事務所が開設された1978年にさかのぼります。東京八重洲法律事務所は、1993年、榊田江尻法律事務所と合併して、あさひ法律事務所として発足しました。当時のあさひ法律事務所は、部門制を採用し、国内分野を主として担当する弁護士の集団を「国内部門」、いわゆる渉外分野を主として担当する弁護士の集団を「国際部門」と称して、ワンストップの法律事務所として活動してまいりました。その後、2002年に小松・狛・西川法律事務所との合併を機に、一旦、あさひ・狛法律事務所と改称しましたが、2007年、旧呼称の「あさひ法律事務所」に復し、その直後、旧「国際部門」に所属していた弁護士が、西村ときわ法律事務所（現・西村あさひ法律事務所）との統合に参加したことから、現在の「あさひ法律事務所」は、旧「国内部門」所属の弁護士と旧「国際部門」から移籍した複数の弁護士が「あさひ法律事務所」を維持・継承し、さらなる発展を期して、職務に精励しています。所内に経験豊富な司法書士を擁していることも強みのひとつです。

■ 沿革図





■ 豊富な訴訟経験に裏付けられた、多岐にわたる業務分野への関わり

訴訟を中心とする紛争解決手続への関与は弁護士の基本業務であり、当事務所に所属する弁護士は、それに誇りをもって取り組んでいます。当事務所は、紛争・訴訟への対応を業務の柱として行い、その経験に裏打ちされた紛争予防のための実際的アドバイスや契約文書の作成等の様々な企業法務を行っています。当事務所の業務範囲は極めて多岐にわたりますが、全ての弁護士が訴訟等の紛争解決手続の豊富な経験を有し、これに精通しています。

■ クライアント層の多様性

当事務所は、個人や中小企業から上場企業や外国の企業に至るまで、あらゆる層のクライアントのニーズに的確に応えています。当事務所に所属する弁護士は、あらゆる社会的ステータスの依頼者の要望にお応えし、社会の隅々にまで法の支配を実現することに寄与できることを、喜びとし、誇りとしています。

■ 公益活動にも積極的に関与

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします。当事務所に所属する弁護士は、担当した具体的な案件への関与を通じてこの使命を果たすばかりでなく、弁護士会の各種委員会への参加や役職への就任、国選弁護や当番弁護等の担当、人権団体内での活動等、公益活動への参加も積極的に行っています。当事務所は、所属弁護士による公益活動の参加を推奨し、必要な支援をしています。

■ 多様な顧問団

当事務所は元最高裁判事、元高等裁判所長官、元最高検察庁検事・元公正取引委員会委員等、各界で活躍し、豊富な知識・経験を有する顧問団を擁しています。当事務所に所属する弁護士は、必要に応じて、これらの顧問と協働し、その知識・経験を活用しながら、ご依頼を受けた案件をよりの確に処理いたします。

主な取扱分野

会社法関係訴訟・争訟

- 株主総会の決議取消・無効確認等に関する訴訟
- 新株発行差止請求訴訟・仮処分等、会社支配をめぐる訴訟・仮処分
- M&A に関連する訴訟
- 株主代表訴訟、役員の実任責任追及訴訟
- 非上場株式の価格算定等の会社非訟

会社関係法務／一般企業法務

- 会社設立、議事録作成その他会社運営に関する法的アドバイス、各種登記事務
- 現物出資・事後設立、減資・会社解散・清算等に関する法的アドバイス
- 優先株式・転換社債・新株予約権付社債の発行、ストックオプション付与等に関する法的アドバイス
- 株主総会指導
- 各種社内規程の作成
- 各種契約書（日本語及び英語）の作成及びリーガルチェック

内部統制／コンプライアンス

- 企業活動における行動指針、コンプライアンス・マニュアルの策定支援
- 内部統制システム構築支援
- コンプライアンス体制整備に向けた組織設計の提案
- 内部者通報制度の構築支援
- 外部ヘルプライン窓口業務、コンプライアンスのための法律動向調査支援



企業再編／企業買収（M&A）

- 会社合併、会社分割、持株会社設立、分社化等、企業再編に関する法的アドバイス
- 企業買収に関する各種アドバイス
- 買収対象企業に対するデューディリジェンス（買収監査）の実施と意見書の作成
- 敵対的企業買収からの防衛策に関する各種アドバイス、M&A をめぐる訴訟、仮処分等の法的紛争処理

金融（ファイナンス）

- 信託、各種金融取引、新金融商品開発、債権回収等に関する法的アドバイス、意見書作成
- 内外の証券会社、都市銀行、信託銀行、投資顧問会社、証券投資信託委託業者、生命保険・損害保険会社、ノンバンク等に対する業法その他各種規制へのコンプライアンスに関する法的アドバイス、意見書作成、監督機関との折衝
- 各種資産・財産・事業の証券化／流動化に関する各種アドバイス、関係契約書作成、意見書作成
- 船舶、航空機、通信設備その他の機械設備等のアセット・ファイナンスに関する法的アドバイス、関係契約書作成
- プロジェクトファイナンス、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）に関する法的アドバイス、関係契約書作成
- 各種デリバティブ取引に関する法的アドバイス、意見書作成
- アセット・マネジメントに関する法的アドバイス



- 各種ファンドに関する法的アドバイス
- 金融機関におけるコンプライアンス体制構築の支援

製品事故・製造物責任（PL）

- 製品事故予防のための社内体制構築の支援
- 消費生活用製品安全法に関する法的アドバイス
- 製造物責任に関する法的アドバイス
- リコールに関する法的アドバイス
- 製造物責任に関する交渉、調停、訴訟

危機管理・事故対応

- 製品事故、従業員による犯罪行為等の危機発生時における社内調査、被害把握・回復への対応、官公庁への対応、証券取引所や株主への対応、マスコミ対策等
- 企業の不祥事等に対する第三者委員会、社内調査委員会に関する業務
- 損害賠償請求及び同訴訟への対応

人事・労務

- 採用、雇用条件、人事異動、退職・解雇等に関する法的アドバイス
- 就業規則等の作成、企業内雇用システムに関する法的アドバイス
- セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメント、労災事故等に関する相談、対応
- 労働者派遣事業の許可・届出に関する法的アドバイス
- 団体交渉対応
- 労働審判、訴訟、仮処分、労働委員会におけるあっせん・調停・仲裁、不当労働行為救済手続等、労務に関する紛争処理

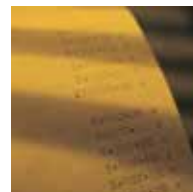
事業再生・倒産

- 再建型法的手続（会社更生、民事再生）の申立て、再建計画の立案、その他企業再建の支援
- 清算型法的手続（破産、特別清算）の申立て
- 法的倒産手続の管財業務
- 事業再生・倒産手続における債権者側への法的アドバイス、債権管理
- 私的整理ガイドラインを利用した企業再建
- 再建型私的整理手続、清算型私的整理手続の主導
- 特定調停の申立て
- 不良債権処理に関するスキームの策定、契約書作成、デューディリジェンス（買取監査）の実施

知的財産権

- 特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、不正競争、営業秘密、ソフトウェア等の取得、利用、保護に関する総合的なアドバイス

- 知的財産権の出願・登録支援
- 知的財産権のライセンス契約、譲渡契約その他各種契約の作成、リーガルチェック
- 知的財産権の権利侵害訴訟・仮処分
- 職務発明の対価請求訴訟
- ドメインネームの登録移転、登録取消申立手続、仲裁
- 知的財産権を侵害する商品の輸入差止手続
- 情報通信・放送に関する法的アドバイス
- e-コマース、e-ビジネスに関する法的アドバイス
- エンターテインメントに関する法的アドバイス、各種契約書の作成



独占禁止法

- 独占禁止法、下請法、景品表示法、不正競争防止法等に関する法的アドバイス
- 代理店契約、ライセンス契約、共同開発契約等の作成
- 諸外国の独占禁止法／競争法に関する法的アドバイス
- 公正取引委員会や各国の競争当局の違反調査、審査手続に対する対応、防御活動
- 公正取引委員会への申告、説明、リニエンシー制度（課徴金減免制度）への対応
- 企業結合に関する公正取引委員会への報告・届出
- 独禁法遵守プログラム／コンプライアンスプログラムの作成
- 排除措置命令等に係る取消訴訟、住民訴訟、差止請求訴訟等、独占禁止法に関する訴訟

不動産／建設・建築

- 不動産取引、借地借家に関する法的アドバイス、契約書作成、紛争処理
- 境界問題、日照被害、相隣関係に関する法的アドバイス、紛争処理
- 土地・建物の明渡請求、借地権譲渡許可申立て、賃料増減額請求に関する法的アドバイス、紛争処理
- 建設・建築工事請負契約に関する法的アドバイス、工事差止請求、契約不適合による損害賠償請求等、建設・建築紛争処理



個人情報保護・プライバシー

- 個人情報保護法等に関する法的アドバイス
- 諸外国の個人情報保護法／データ保護法に関する法的アドバイス
- プライバシーポリシー、個人情報保護に関する各種規程等の作成、リーガルチェック
- 情報漏えい事故発生時の社内調査、被害把握・回復への対応、官公庁への対応、証券取引所や株主への対応、マスコミ対策等
- 個人情報の取得・利用・保護に関する総合的なアドバイス



スポーツ関係法務

- スポーツ選手の契約マネジメント
- スポーツ事故に関する紛争処理
- スポーツ仲裁

行政事件

- 行政不服審査法に基づく不服申立て、処分取消訴訟その他の行政訴訟
- 国家賠償請求訴訟
- 情報公開法等に関する法的アドバイス

税務

- 課税処分に対する異議申立て、審査請求
- 税務訴訟

親族・相続

- 離婚、慰謝料、財産分与、婚姻費用分担等に関する交渉、調停、訴訟
- 涉外離婚に関する法的アドバイス
- 子の引渡請求、面会交流に関する法的アドバイス、紛争処理
- 遺言書作成、遺言執行
- 相続放棄・限定承認の申述
- 相続・遺産分割に関する交渉、調停、訴訟
- 成年後見、任意後見、不在者財産管理に関する手続

市民生活関係

- 交通事故に関する交渉、調停、訴訟
- 医療事故に関する法的アドバイス、証拠保全、訴訟
- 商品先物取引被害、詐欺商法その他消費者被害に関する法的アドバイス、紛争処理
- セクハラ被害、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害に関する法的アドバイス、紛争処理
- LGBTQ+に関する法的アドバイス、紛争処理
- 在留外国人に関する法的アドバイス
- 債務整理、個人破産、個人再生

刑事事件・少年事件

- 捜査・公判段階における刑事弁護活動（裁判員裁判を含む）
- 少年事件の辩护人・付添人活動
- 告訴・告発手続
- 犯罪被害者支援活動

登記・供託

- 不動産の権利変動に関する不動産登記手続（所有権・担保権・用益権・信託に関する登記等）及び譲渡証等これに付随する書類作成
- 商業・法人登記手続（会社設立、株式・機関に関する登記等）及び議事録等これに付随する書類作成
- 供託・債権譲渡登記手続及びこれに付随する書類作成





あさひ
法律事務所

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ 13階
TEL03-5219-0002 (代) FAX03-5219-2221 URL <https://www.alo.jp/>



あさひ法律事務所の紹介

2025年

【事務所所在地】

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ13階
電話 03-5219-0002 (代表)

【当事務所の概要】

当事務所は、弁護士44名、司法書士1名を擁し、国内企業の活動に関する案件及び一般民事・刑事事件の取扱いを中心とする総合法律事務所です。

当事務所は、国内の案件を中心に、企業統治・危機管理・金融・不動産・建築・知的財産権・独占禁止法・労働等の企業活動に関わる案件、企業の倒産・事業再生のほか、企業や個人の刑事事件、親族間・相続に関するトラブル、医療事故、消費者問題、個人情報保護／プライバシー、スポーツ法務、外国人問題、セクシャルハラスメント・DV、子供の権利に関する案件等、幅広い案件を取り扱っています。また、当事務所は、訴訟業務に特に力を入れており、高度な専門性を要求される訴訟から一般民事・刑事事件まで様々な訴訟案件を手がけています。顧客は、大企業から中小企業、個人まで幅広く、業種も多岐にわたります。

一人一人の弁護士が個人としての能力を高め、責任を持って弁護士業務を行える十分な力量を持つことを目指して、それぞれ法律知識・実務能力の向上、得意分野の開発、顧客の獲得に日々努めています。

事務所の雰囲気は極めて自由で、先輩・後輩の垣根がなく、風通しのよい事務所です。

1 構成員 (2025年2月現在)

弁護士	44名	修習期別人数内訳									
パートナー	27名	23期	36期	43期	44期	45期	46期	47期	50期	53期	56期
		2名	1名	2名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
		57期	58期	59期	60期	62期	63期	65期	66期	67期	69期
		1名	1名	1名	1名	1名	2名	2名	1名	2名	1名
		70期	71期								
		1名	1名								
オブカウンセル	4名										
カウンセル	1名										
アソシエイト	12名	68期	70期	71期	73期	74期	75期	76期			
		1名	1名	1名	2名	1名	2名	4名			
司法書士	1名										
事務局	21名										

2 業務内容・当事務所の弁護士が関与した近時の裁判例・クライアント

当事務所パンフレット及び本書面別紙をご参照ください。

3 アソシエイトの勤務条件

- 年俸制です。
- 個人事件（事務所案件以外のアソシエイトの個人受任案件）の受任は、原則として自由です。例外は、事務所の既存顧客と利益相反が生じる場合等です。事務所経費の負担はなく、個人事件の報酬は、全額アソシエイト個人の収入になります。
- 事務所案件以外に弁護士業務に関する特段の制約はありません。多くのアソシエイトが、国選弁護人、当番弁護士、弁護士会の各種委員会や研究会、弁護団等、事務所外の様々な活動に積極的に参加しています。

4 教育・研究

OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を基本としていますが、定期的に勉強会を開き、改正法や取扱事件の紹介、判例検討等を行っています。また、信託銀行や会計事務所等外部の企業・団体とも共同で勉強会を行うこともあります。

以上

■ クライアント（主な顧問先）

官公庁、金融機関、農協、総合建設、住宅建設・販売・仲介、ビル管理、自動車・外国自動車販売、自動車部品製造販売、船舶用機器製造販売、医薬品製造販売、医療機器製造販売、住宅設備機器製造販売、繊維製品製造販売、仏壇仏具製造販売、線香製造販売、その他各種機械器具等製造販売、家電量販、貴金属回収、倉庫業、駐車場運営、教育・出版、通訳・翻訳サービス、芸能プロダクション、金融情報提供、気象情報提供、旅行業、飲食業、公共料金徴収代行、国立大学法人、私立大学、医療法人、宗教法人等。

■ 当事務所の弁護士が関与した近時の裁判例等

< 公刊物に掲載されている主な訴訟事件 >

- ・旧優生保護法国家賠償請求事件（第1次東京訴訟）（原告側）
[東京地裁令和 2.6.30、東京高裁令和 4.3.11 判例時報 2554 号 12 頁、最高裁令和 6.7.3]
- ・東電福島第一原発業務上過失致死傷被告事件（被告人役員側）
[東京地裁令和 1.9.19 判時 2431・2432 合併号 5 頁、東京高裁令和 5.1.18]
- ・自動車 PL 損害賠償請求事件（部品会社側）
[広島地裁令和 1.6.24、広島高裁令和 3.11.26 TKC 法律情報データベース]
- ・鉄道会社による線路内に侵入して死亡した認知症男性の遺族に対する損害賠償請求事件（遺族側）
[名古屋地裁平成 25.8.9 判時 2202 号 68 頁、名古屋高裁平成 26.4.24 判時 2223 号 25 頁、最高裁平成 28.3.1 民集 70 卷 3 号 681 頁]
- ・中国出張中の急性アルコール中毒による窒息死亡事故に関する保険金請求事件（遺族側）
[東京地裁平成 24.11.5、東京高裁平成 26.4.10 判時 2237 号 109 頁]
- ・国際興業株主代表訴訟事件（被告役員側）
[東京地裁平成 25.2.28 金判 1416 号 38 頁、東京高裁平成 26.1.21]
- ・三洋電機株主代表訴訟事件（被告役員側）
[大阪地裁平成 24.9.28 金判 1407 号 36 頁、大阪高裁平成 25.12.26、最高裁平成 27.3.27]
- ・シャルレ MBO 損害賠償請求事件（被告役員側）
[東京地裁平成 23.7.7 金判 1373 号 56 頁、東京高裁平成 23.12.21 判タ 1372 号 198 頁、最高裁平成 24.9.11]
[神戸地裁平成 26.10.16 判時 2245 号 98 頁、大阪高裁平成 27.10.29 判時 2285 号 117 頁、最高裁平成 28.11.9]
- ・難民の認定をしない処分取消等請求事件（難民側）
[東京地裁平成 17.3.25 判タ 1210 号 98 頁]
- ・医薬品 PL 損害賠償請求事件（製薬会社側）
[東京地裁平成 22.5.26 判時 2098 号 69 頁]
- ・ストック・オプションに関する損害賠償請求事件（元執行役員側）
[東京高裁平成 21.9.29 商事 1879 号 51 頁]
- ・著作権に基づく差止請求権不存在確認請求事件（被控訴人側）
[大阪高裁平成 19.10.2 判タ 1258 号 310 頁]
- ・競合他社による営業誹謗行為を理由とする不正競争行為差止等請求事件（原告側）
[東京地裁平成 19.5.25 判時 1989 号 113 頁]

- ・医療事故損害賠償請求事件（原告側）
[東京地裁平成 18.3.6 判タ 1243 号 224 頁]
- ・UFJ 信託銀行協働事業化 差止・損害賠償請求事件（UFJ 側）
[東京地裁平成 18.2.13 判時 1928 号 3 頁]
- ・ゆうパック不当廉売等差止請求事件（旧日本郵政公社側）
[東京地裁平成 18.1.19 判時 1921 号 9 頁、東京高裁平成 19.11.28 判時 2034 号 34 頁、最高裁平成 21.2.17]
- ・長銀違法配当事件（被告役員側）
[東京地裁平成 17.5.19 判時 1900 号 3 頁、東京高裁平成 18.11.29 判タ 1275 号 245 頁、最高裁平成 20.7.18]

<倒産事件>

- ・外国倒産処理手続承認申立事件（我が国初の外国倒産手続競合案件。第 1 事件申立人側）
[東京地裁平成 24.7.31 決定 金融法務事情 1961 号 99 頁]
- ・(株)武富士 会社更生事件（平成 22 年）
- ・アイフル(株) 事業再生 ADR 案件（平成 21 年）
- ・(株)シントミゴルフ 破産管財事件（平成 21 年）
- ・福島交通(株) 会社更生事件（平成 20 年）

以上

あさひ法律事務所

2025年リクルートスケジュール

当事務所では、2025年度司法試験受験予定者（第79期司法修習予定者）の方を対象とするリクルート関係の活動について下記の日程で予定しております。

詳細が決まりましたら、当事務所ホームページ
https://www.alo.jp/careers/pre_exam/

にてご案内いたしますのでご確認ください。

【今後のスケジュール（予定）】

2月10日：予備試験合格者向け事務所説明会＋懇親会

3月：スプリングク拉克（2日間）

①3月6日（木）～3月7日（金）

②3月13日（木）～3月14日（金）

7月下旬：個別訪問希望者向け事務所説明会

8～9月：個別訪問

なお[アトニーズマガジン2022年10月（VOL.82）](#)にも、当事務所のインタビュー記事が掲載されています。よろしければ、ご覧ください。

